

就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条～第 32 条 (略)</p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第 33 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 地方公務員災害補償法第 51 条第 1 項及び第 2 項の規定により、災害補償の決定に対して審査請求若しくは再審査請求をする場合又はこれらの審査に当事者として出席するとき。</p> <p>(4) <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員兼業規程(以下「兼業規程」という。)第 8 条に規定する兼業に従事するとき。</u></p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に認めるとき。</p> <p>(兼業)</p> <p>第 34 条 兼業に関し必要な事項は、<u>兼業規程</u>により定める。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条～第 32 条 (略)</p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第 33 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 法人の業務と密接な関連を有する団体の事業又は事務に従事するとき。</u></p> <p><u>(4) 教育研究等のため他の事務に従事するとき。</u></p> <p>(5) 地方公務員災害補償法第 51 条第 1 項及び第 2 項の規定により、災害補償の決定に対して審査請求若しくは再審査請求をする場合又はこれらの審査に当事者として出席するとき。</p> <p><u>(6) 理事長により兼業が認められたとき。</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に認めるとき。</p> <p>(兼業)</p> <p>第 34 条 兼業に関し必要な事項は、<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員兼業規程</u>により定める。</p> <p>(略)</p>	<p>・第 33 条第 3 号及び第 4 号は兼業であり、第 6 号と重複することから、職専免とすることができる兼業として集約し、第 3 号及び第 4 号を削る。</p> <p>・文言整理</p>